

木造住宅耐震助成（建替え）提出書類チェックリスト

【はじめに】

- 1 区の承認前に契約行為（仮契約や事前の代金支払い等を含む）を行うと助成できなくなります。
- 2 建替え後の所有者は申請者である必要があります。
- 3 建替え後は耐火建築物等又は準耐火建築物等にする必要があります。
省令準耐火建築物等は助成できません。
- 4 助成金を受領する助成金交付申請の手続きは申請した年度の1月上旬を目安に提出してください。

【解体工事及び新築工事の契約前】承認申請

- 1 工事完了が翌年度の場合は第1号様式、今年度の場合は第7号様式。
次の（1）～（2）のいずれか1つ。
 - （1）木造住宅耐震助成複数年度事業（全体設計）承認申請書（第1号様式）
 - （2）木造住宅耐震助成承認申請書（第7号様式）
- 2 助成対象建築物の所有者・建築時期が確認できる書類の写し（最新のもの）。
次の（1）～（3）のいずれか1つ。
 - （1）既存建築物の登記事項証明書の写し（インターネット版は照会番号があるもの）
 - （2）固定資産税・都市計画税納税通知書と課税明細書の写し
 - （3）土地・家屋名寄帳の閲覧による書類の写し
- 3 申請者が次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合、必要な書類
 - （1）【助成対象建築物が共同所有の場合】
 - ①共同所有者が分かる書類の写し（2の書類で共同所有者が分かれば不要）
 - ②同意書（所有者の1人に助成申請及び助成金受領を同意する書類）
 - （2）【助成対象建築物所有者の親族が申請する場合】
 - ①所有者と申請者の関係が分かる書類の写し（戸籍謄本等）
 - ②同意書（所有者が申請者に助成申請及び助成金受領を同意する書類）
 - （3）【助成対象建築物の所有者が死亡していて親族が申請する場合】
 - ①所有者の死亡が分かる書類の写し（除籍謄本等）
 - ②相続人が分かる書類の写し（遺産分割協議書、又は相続人が分かる全ての戸籍謄本等）
 - ③同意書（相続人全員が申請者に助成申請及び助成金受領を同意する書類）
- 4 申請者が法人の場合、法人の全部事項証明書の写し（インターネット版は照会番号があるもの）
- 5 解体工事及び新築工事の見積書の写し
- 6 耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と診断された場合、Iw値を1.0以上に向上させる補強設計案の計算書及び補強箇所を示した平面図、補強設計案による耐震改修工事の概算見積書
※区の耐震診断を受けている場合は不要
- 7 契約～解体工事～新築工事～引渡しまでの工程表（年度ごとの出来高が分かるもの）
- 8 撮影日入りの助成対象建築物の写真（外観・内観2枚程度）
- 9 その他区長が必要と認める書類

裏面へ続く

【解体工事及び新築工事の契約後】着手届（全ての書類がそろった後、速やかに提出してください）

- 1 木造住宅耐震助成着手届（第15号様式）
- 2 解体工事及び新築工事の請負契約書の写し
- 3 解体工事及び新築工事の見積書の写し
- 4 契約～解体工事～新築工事～引渡しまでの工程表（年度ごとの出来高が分かるもの）
- 5 建築確認済証、建築確認申請書の写し

【承認申請の第1号様式による申請をした年度末】助成金交付申請（1年度目）

- 1 木造住宅耐震助成金交付申請書（第17号様式）
- 2 解体工事及び新築工事の領収書の写し（当該年度の出来高の支払い） ※原本も持参
- 3 申請者が法人の場合、消費税仕入税額控除確認書
- 4 撮影日入りの工事中的写真（当該年度の出来高が確認できるもの）
- 5 木造住宅耐震助成金請求書（第20号様式） ※日付と金額は提出時に確認してください。
- 6 その他区長が必要と認める書類

【解体工事及び新築工事の完了後】助成金交付申請

- 1 木造住宅耐震助成金交付申請書（第17号様式）
- 2 解体工事及び新築工事の領収書の写し ※原本も持参
- 3 着手時の契約書と領収書の額が一致しない場合、領収書との差額の内容が分かる見積書
- 4 申請者が法人の場合、消費税仕入税額控除確認書
- 5 新築した建築物の登記事項証明書の写し（インターネット版は照会番号があるもの）
- 6 完了検査済証の写し
- 7 撮影日入りの工事中及び工事完了後の写真（解体中、解体後、基礎配筋、上棟後、
新築後の外観・内観各2枚程度）
- 8 木造住宅耐震助成金請求書（第20号様式） ※日付と金額は提出時に確認してください。
- 9 その他区長が必要と認める書類